

# 令和2年度 鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金 (ソフト支援事業・ハード支援事業) 募集要項

## 1 事業目的

創業、新たな分野への進出、規模拡大等に取り組む中小製造業者に対し、経営計画の策定、人材育成、研究開発、販路開拓等を支援することにより、地域経済の活性化や雇用機会の確保を図ることを目的とします。

## 2 応募対象者

自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ又は航空機産業に関連する事業において、創業、新たな分野への進出、規模拡大等に取り組む中小製造業者とします。

### (定義)

#### (1) 中小製造業者

既に鹿児島県内（以下「県内」という。）で業を営む中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者並びに県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループのうち、製造業を営む者（今後、製造業を営もうとする者を含む。）をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

#### (2) 大企業

中小企業支援法第2条に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

#### (3) 創業

次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が

事業を開始すること。

ウ 事業所指定（採択）を受けようとする年度の4月1日においてア又はイの開始の日（開業の日又は法人設立の日）から2年を経過していない個人又は法人が、事業に取り組むこと。

(4) 新たな分野への進出

中小製造業者が、新たな分野の事業（事業所指定（採択）を受けようとする年度の4月1日において新たな分野の製品等（試作品を除く。）の販売を開始していない、又は販売開始の日から2年を経過していない事業）に取り組むことをいう。

(5) 規模拡大

中小製造業者が経営規模の拡大を図るため、生産性の向上（既存の生産品目において機械設備を最大稼働した場合の生産量を5%以上増加させること）に資する事業を行うことをいう。

### 3 対象事業

次に掲げる事業に関する経費の一部が補助対象となります。

ただし、他の制度等により補助金又は助成金を受けている場合は、対象になりません。

(1) 経営計画策定支援事業

中小製造業者が経営の専門家の助言を受けて行う、創業、新たな分野への進出又は規模拡大に係る経営計画の策定を支援する事業

(2) 経営計画実施支援事業

（注）既に創業、新たな分野への進出又は規模拡大に係る経営計画が策定されていることが前提となります。

中小製造業者が経営計画に基づいて行う、次に掲げる事業

ア 人材育成支援事業

経営の革新や研究開発、新サービスの展開に必要な人材の育成を支援する事業

イ 試作・研究開発支援事業

新技術の開発、新商品の開発、新サービスの開発及び試作品の開発を支援する事業

ウ マーケティング・販路開拓支援事業

自社で開発する商品、サービス等の市場調査並びに商談会及び展示会への参加など販売促進を支援する事業

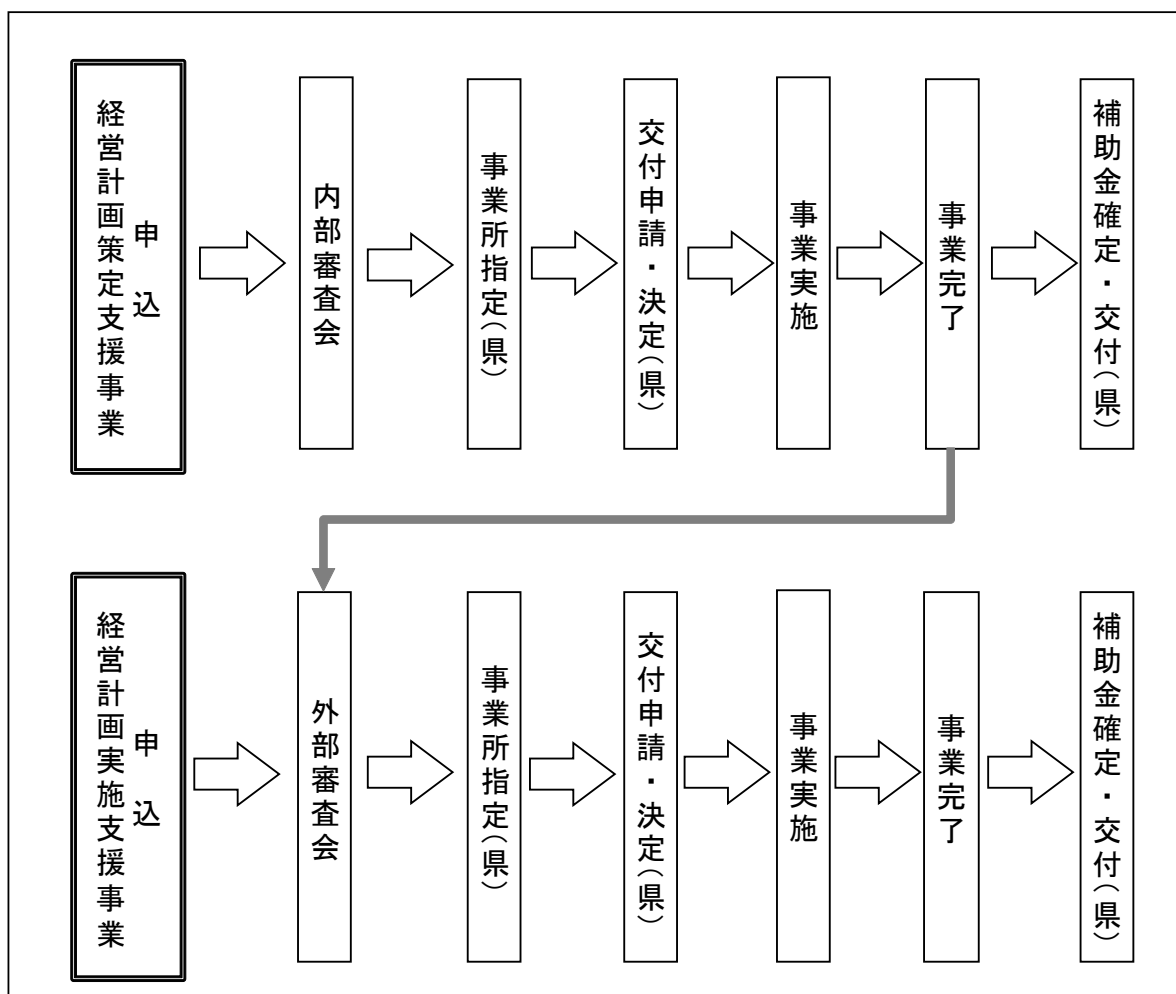
エ 専門家招へい支援事業

創業、新たな分野への進出又は規模拡大を図るための専門家を招へいする事業

オ 設備投資支援事業

製造の用に供する施設の設備投資を支援する事業

#### 4 事業のスキーム



#### 5 対象経費

補助金の対象経費は、別表1（ただし、設備投資支援事業を除く）のとおりとします。

#### 6 補助金の額等

補助金の補助率、補助限度額及び事業実施期間は、別表2のとおりとします。

#### 7 応募期間

令和2年4月13日（月）から6月8日（月）午後5時まで（書類必着）

#### 8 応募方法

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業申込書（経営計画策定支援事業：様式第1-1-1号）又は鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業申込書（経営計画実施支援事業：様式第1-1-2号）と決算書（直近2カ年の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細）、県税の納税証明書（未納がないことの証明書）及び経営計画書（経営計画実施支援事業に応募する場合のみ）をかごしま産業支援センター（以下「センター」という。）に提出してください。

なお、経営計画策定支援事業への申込みは、経営計画実施支援事業への申込みを兼ねるものとします。

(1) 応募書類（申込書、経歴書、事業計画書）はワープロソフトを使用して日本語で作成し、原本、電子データ（Eメール可）の両方を提出してください。

※ 原本は、申込書、経歴書、事業計画書の順に編冊してください。

※ 応募書類の様式（Word形式）は、センターのホームページからダウンロードができます。

(2) 事業計画書で使用されている専門用語のうち、特に必要と思われるものについては、簡単な解説一覧を添えてください。

## 9 事業計画の採択

(1) 経営計画策定支援事業

① 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業内部審査委員会において応募書類等の審査を行い、採択について決定します。

② 採択結果は、鹿児島県産業立地課（以下「県」という。）から応募者に文書で通知します。

③ 補助金の交付申請は、採択通知文書を受理した日以降に、鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付申請書により行うものとします。

※ 書類上軽微な不備や不明な点がある場合、補正を求めることがあります。

※ 既に経営計画をお持ちの場合は、事前にお問い合わせください。

(2) 経営計画実施支援事業

① 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業内部審査委員会において応募書類等の確認を行った後、外部有識者等で構成する中小製造業者創業・新分野進出等支援事業審査会において経営計画等の審査を行い、採択について決定します。

② 採択結果は、県から応募者に文書で通知します。

③ 補助金の交付申請は、採択通知文書を受理した日以降に、鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付申請書により行うものとします。

※ 書類上軽微な不備や不明な点がある場合、補正を求めることがあります。

(3) 上記(1)経営計画策定支援事業及び(2)経営計画実施支援事業の審査に当たっての主な審査基準は、以下のとおりです。

① 事業テーマの妥当性

② 市場性

③ 実現可能性

④ 地域への波及効果

⑤ 財務・売上計画

## 10 交付決定後のスケジュール

- (1) 補助金は精算払です。毎年度、事業完了後に補助対象経費支出に係る証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、センター及び県が確認した上で、補助金交付額を確定します。
- (2) 補助金交付確定後に提出された補助金交付請求書に基づき、県から補助金が交付されます。
- (3) 補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に補助金交付申請取下書をセンターに提出することにより、申請を取り下げることができます。

## 11 補助金の交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金についてはその返還を求めます。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は県及びセンターの指示に違反したとき。
- (3) その他、応募内容に虚偽の記載があったとき。

## 12 補助事業者の義務

### (1) 計画変更の承認

- ① 補助金交付決定額の増額又は2割を超える減額変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

なお、増額変更については、経営計画に示された年度ごとの補助金の計画額と直近の補助金交付決定額との差額の範囲内で行うものとなります。

- ② 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

※ 補助目的及び補助事業の能率に影響を及ぼす原材料等の数量、規格の変更、機械等の規格の変更その他補助事業の大幅な変更をする場合をいいます。

- ③ 補助事業の対象となった経費の配分を著しく変更する場合は、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

※ 補助事業に要する経費の各事業区分ごとの配分について、補助対象経費のいずれか低い方の2割を超えて流用する場合をいいます。

- ④ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに届け出て、承認を受ける必要があります。

### (2) 補助事業の遂行

補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければなりません。

### (3) 事故の届出

補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事故報告書を提出し、センターの指示を受けなければな

りません。

(4) 状況報告

必要に応じ状況報告書により、補助事業の遂行の状況について報告を求めることがあります。

(5) 実績報告

当該年度の補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は事業終了日を経過したときは、その日から10日以内に実績報告書に關係書類を添えて提出しなければなりません。

(6) 財産処分の制限

経営計画実施支援事業の額の確定通知を受けた補助事業者（以下、「経営計画実施支援事業者」という。）が補助事業により取得した財産であつて取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し、県の承認を受けなければなりません。

(7) 立入検査等

補助事業の適正を期するため、必要があるときは、補助事業者に対し報告させ、又は県及びセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

(8) 事業化状況報告等

経営計画実施支援事業者は、実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年当該補助事業の実施成果の事業化の状況について事業化状況報告書を毎年5月末までに提出しなければなりません。

(9) 産業財産権等に関する届出

① 経営計画実施支援事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等を当該事業年度又は事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権届出書を提出しなければなりません。

② 県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、県に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾しなければなりません。

③ 当該知的財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合で、県が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行わなければなりません。

④ 本事業の実施期中及び事業終了後5年以内に特許権等の移転、専用実施権の設定又は移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

⑤ ①～④にかかわらず、上記(5)の実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除きすべて県に帰属するものとします。

(10) 消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書を速やかにセンターに提出しなければなりません。

(11) 財産の管理

当該事業により取得し、又は効用が増加した財産について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

#### (12) 証拠書類の保管

補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

### 13 その他

- (1) 応募の際に提出した書類等の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 応募内容については秘密を厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において特許申請や実用新案など法的保護を処置してください。また、氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (4) 応募に係る費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。

### 14 問い合わせ先（応募受付及び詳しい事業案内等）

公益財団法人かごしま産業支援センター 経営支援課  
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2F  
TEL 099-219-1273 FAX 099-219-1279  
E-mail : keiei@kisc.or.jp URL : <https://www.kisc.or.jp>

- ※ 設備投資支援事業については、県庁産業立地課 産業支援係にお問い合わせください。  
TEL 099-286-2964, E-mail : [sangyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:sangyo@pref.kagoshima.lg.jp)

(別表1)

事業区分	経費区分	内 容	
経営計画策定支援事業	謝 金	専門家謝金	
	旅 費	専門家旅費	
	事業費	資料購入費, 印刷製本費, 通信運搬費, 調査研究費, 委託費	
	その他	経営計画策定支援事業として鹿児島県知事が特に必要と認める経費	
経営計画実施支援事業	人材育成支援事業	事業費	直接人件費(※ <sup>1</sup> ), 交通費(鉄道賃, 船賃, 航空賃, 車賃のうち, 派遣する社員に係る派遣先企業(※ <sup>2</sup> )との往路及び帰路の交通費(ただし1往復に限る。)), 滞在経費(宿泊料)(派遣する社員に係る派遣期間中の宿泊料等の滞在経費(ただし, 食費, 光熱水費等を除く。)), 受講料(テキスト代, 資料代等を含む。)
		その他	人材育成支援事業として鹿児島県知事が特に必要と認める経費
	試作・研究開発支援事業	試作・改良費	原材料及び副資材の購入に要する経費, 構築物の購入, 建造, 改良, 据付け, 借用又は修繕に要する経費(ただし, 対象となる構築物は, 簡易なものに限る。), 機械装置又は工具・器具の購入, 試作, 改良, 据付け, 借用又は修繕に要する経費, 外注加工・検証等に要する経費, 直接人件費(※ <sup>3</sup> ), 特許取得費, 研究費
		その他	試作・研究開発支援事業として鹿児島県知事が特に必要と認める経費
	マーケティング・販路開拓支援事業	事業費	旅費, 会議費, 会場借料, 印刷製本費, 資料購入費, 通信運搬費, 借料又は損料, 調査研究費, 消耗品費, 雑役務費, 検査器具購入費, 会場整備費, 保険料, 通訳料(含翻訳料), プロモーションビデオ制作費, 広告宣伝費(新聞広告は交付限度額50万円以内, テレビ放映料は対象外), ホームページ制作費(交付限度額は50万円以内)
		その他	マーケティング・販路開拓支援事業として鹿児島県知事が特に必要と認める経費
	専門家招へい支援事業	謝 金	専門家謝金
		旅 費	専門家旅費
		その他	専門家招へい支援事業として鹿児島県知事が特に必要と認める経費
	設備投資支援事業	経営計画に基づく製造の用に供する施設の設備投資等に要する経費	

※<sup>1</sup> 派遣する社員に係る派遣期間中の基本給相当額

※<sup>2</sup> 連結決算の対象となる企業を除く。

※<sup>3</sup> 研究開発に直接従事する者(補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。)の研究開発業務時間に  
対応する人件費に限るものとする。ただし, 補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。  
(対象外となる経費)

- ・振込手数料, 代引き手数料
- ・他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
- ・用地, 建物の取得に要する経費
- ・経営者の人件費
- ・役員又は職員の飲食代
- ・用途の定まっていない活動に対する経費
- ・全部委託費 など

(別表2)

事業名	補助率	補助限度額	事業実施期間
経営計画策定支援事業	2/3以内	80万円/年	3か年度以内
経営計画実施支援事業			
人材育成支援事業	1/2以内	120万円/年	
試作・研究開発支援事業	2/3以内	400万円/年	
マーケティング・販路開拓支援事業	1/2以内	150万円/年	
専門家招へい支援事業	2/3以内	90万円/年	
設備投資支援事業	設備投資額(下限1千万円)×2% +新規常用雇用者数×30万円	2千万円以内	新たに取得した設備の 操業開始後1年6ヶ月以内